

## 社会福祉法人多可町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人多可町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給)

第4条 月額で報酬を支給する役員等の報酬は、職員の給与の支給日の例により支給する。

- 2 年額で支給する役員等の報酬は、毎年3月に支給する。ただし、会長において必要があると認めるときは、報酬を分割し支給し、又は支給月を変更して支給することができる。
- 3 日額で支給する役員等の報酬は、会務の都度支給する。
- 4 就任した月及び退任した月の報酬は、その月の日数を基礎として日割りをもって支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給内容については、多可町社協職員等の旅費に関する規程に準じ、費用弁償として旅費を支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区 分		報 酬 額	
理 事	会 長	(月額)	60,000円
	副 会 長	(年額)	60,000円
	上記以外の理事	(日額)	3,000円
監 事		(年額)	24,000円
評 議 員		(日額)	3,000円
その他会長が必要と認めた者		(日額)	3,000円